

\* \* \* \* \*

## 会 費 規 定

\* \* \* \* \*

一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム

2019年5月16日

平成23年4月18日制定  
平成23年10月25日改定  
令和元年5月16日改定

## 会費規定

本コンソーシアムは、定款第8条の規定に従い、会員種別ごとの会員の入会費及び年会費（以下総称して「会費」という）について次の通り定める。

### <会員種別>

#### (1) 正会員

データマネジメントに関する商品又はサービスを提供又は利用している企業又は団体で、当法人が開催する研究部会等に参加するために有償で入会した者。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員となる。

正会員については、条件や権利範囲によって次の区分を設ける。

#### 正会員A

- ・ 営利企業の場合、年間売上高 10億円以上であるもの
- ・ コンソーシアムのホームページに自らのロゴを掲載する権利を有するもの

#### 正会員B

- ・ 営利企業の場合、年間売上高 10億円以上であるもの

#### 正会員C

- ・ 営利企業の場合、年間売上高 10億円未満であるもの

#### (2) 準会員

データマネジメントに関する商品又はサービスを提供又は利用している企業又は団体で、当法人が開催する研究部会等に参加するために無償で入会した者。法人法上の社員とならない。

#### (3) 特別会員

当法人の招聘により、企業、団体又は個人として、当法人が開催する研究部会等に参加するために無償で入会した者。法人法上の社員とならない。

### <入会費>

全会員につき、なし。

### <年会費>

	会員区分		年会費
1	正会員	A	40万円
		B	30万円
		C	20万円または5万円 (*)
2	準会員		無償
3	特別会員		無償

\* 正会員Cの年会費は原則 20 万円とするが、個人のコンサルティング事業者やSOHO形態の小規模な個人事業者等の場合は年会費を 5 万円とする。

### <会費の納入方法>

(1) 初年度の年会費は、入会時期に応じて次の割引率を適用した金額を支払うものとする。

入会時期	割引率
4月～6月	0%
7月～9月	25%
10月～12月	50%
1月～3月	75%

(2) 初年度の年会費は入会申込書提出後の会費請求から30日以内に支払うものとし、以降の年会費はコンソーシアムが定める期日までに支払うものとする。

(3) 会費は、コンソーシアムの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

(4) 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。